

障害福祉サービス事業所等における運営時の留意事項について

4 計画相談支援について（障害者及び障害児）

サービス等利用計画の作成に当たっては、別紙「サービス等利用計画の作成及び給付費の請求について」を確認の上、適切な流れで作成すること。

項目	No.	改善が必要とされる事項	指導事項	サービス種別
共通	1	厚生労働省の定める障害者相談支援従事者研修を修了した者以外の従業者が、サービス利用支援（主にサービス等利用計画の作成）又は継続サービス利用支援（主にモニタリングの実施とサービス等利用計画変更の検討）を提供している。	サービス等利用計画の作成に関する業務を含むサービスの提供については、必ず、市障害福祉課に届出のある相談支援専門員が実施すること。 届出上の相談支援専門員以外の従業者がサービスを提供している事例を確認した場合は、 <u>過誤調整の対象となる可能性があるため</u> 、注意すること。	相談系サービス
サービス利用支援（障害児支援利用援助）	2	アセスメントを定期的実施していない。	相談支援専門員は、サービスの利用開始時のみにアセスメントを実施するのではなく、サービス等利用計画の見直し時、支給決定更新時等に合わせて、定期的実施すること。 また、アセスメントは、利用者及びその家族と面接を行い、その結果を記録すること。	
	3	アセスメントの実施記録を作成していない。		
	4	アセスメントを実施する際に、利用者と面接していない。		
	5	サービス等利用計画（案）を作成していない。		
	6	サービス等利用計画（案）の内容について、文書により利用者等の同意を得ていない、又は、同意日や署名の記載漏れがある。		
	7	サービス等利用計画（案）を適切に保管していない。		
	8	サービス担当者会議を実施していない。		

項目	No.	改善が必要とされる事項	指導事項	サービス種別
	9	サービス担当者会議について、サービス等利用計画（案）に位置付けた全ての福祉サービス等の担当者から意見を求めている。	<p>当者の意見を聞くための会議を開催し、計画に反映すること。</p> <p>また、会議の内容（日時、参加者、意見等）を記録すること。</p>	
	10	サービス担当者会議の記録がなく、実施状況を明確に確認できない。		
	11	サービス担当者会議を支給決定前に行っている（支給決定後に行っていない。）。	サービス担当者会議は、支給決定の内容を踏まえて利用計画（案）の変更等を行うために開催するものであるため、 <u>支給決定前に行うのではなく、支給決定後に行うこと。</u>	
	12	サービス担当者会議を踏まえて作成したサービス等利用計画（案）の内容について、利用者等に文書で同意を得る際に、同意日や署名の記載漏れがある。	<p>同意日、利用者等の署名については、サービス等利用計画（案）について説明した際に、漏れのないように記入すること。</p> <p>なお、給付費は、利用者等から同意を得た時点で発生するものであるため、同意日は明確にすること。</p>	
継続支援サービス（継続障害児支援利用援助）	13	モニタリング実施月にモニタリングを行っていない。	<p>相談支援専門員は、モニタリングについて、受給者証に記載されているモニタリング実施月に実施し、その結果について記録すること。</p>	
	14	モニタリングの結果について、記録を作成していない。		